

風の輪

題字 岡村 重夫

危機の中の社会福祉と 地域に福祉を創る実践

松端 克文

(桃山学院大学
社会学部助教授)

介護保険法が改正され、障害者自立支援法が成立した。

これらの改革は、これまでの社会福祉を大きく変質させるものである。たしかに、週れば高度経済成長が終焉した1970年代中頃以降、社会福祉は常に改革され続けてきた。とりわけ、措置制度から利用契約制度への移行を図った介護保険制度や支援費制度そのものが危機のはじまりだとの見解もある。しかし、ともかくも介護保険制度と支援費制度のもとで、サービス利用者とは飛躍的に増加し、それに伴い介護や支援の経費も増大した。措置制度を解体することにより利用者にもたされる弊害よりも、結果的には便益の方が上回ったのだとも解釈できる。

あった。それは措置制度の職権的性格(利用者ではなく行政が決める)を事態以上に過剰に問題視し(実際のところは「相談」にもとづく制度であり、本人や家族の意向を無

視した強制的な「措置」がとられることはなかった)、利用者自身が自身で決めることこそが至上の価値のごとく利用契約制度を賛美するためのレトリックでもあった。

ところが、今回の介護保険法の改正や障害者自立支援法をめぐる議論では、見事なくらい「自己決定」は語られなくなった。というよりは正確には「語れなくなった」というべきだが、なぜなら、介護保険制度でいえば、認定調査の結果次第で、予防給付(要支援1、2)か介護給付(要介護1-5)かが決められてしまいうためである。

障害者自立支援法においても介護認定で用いられている介護認定の調査票に障害者関連の項目を加えて障害の程度区分が行なわれ、その結果次第で利用できるサービス

メニューや上限額、さらにはサービス事業所の職員配置まで

社会福祉は生活上の困難を有する人を護り(保護し)、救い(救済し)、助け(援助し)、そして支える(支援する)というような社会的な営みである。その際の主客が、一方通行ではなく、「助け合い」や「支え合い」という表現に示されるように、相互に入れ替わる双方向の営みであるところの特徴がある。「自己決定の尊重」は援助関係のなかでの留意すべき観点ではあるが、社会福祉に固有の本質的な価値ではない。利用者

・当事者不在のなかでこうした改革が行なわれてきた現実を直視すべきなのである。本人と「他者」との関係性(共同性)や、「自己決定」ではなく「自治」の視点をもつことにこそ社会福祉の独自性がある。もはや制度を前提にして福祉を実践することに限界がある。いま、私たちは社会福祉が困難な時代状況のなかで、利用者の人生や生活に寄り添いながら地域に福祉を創ってきた実践であることを想起すべきである。

決められてしまうようなものとなっているのだ。措置制度どころではない、強烈な職権主義的性格の制度が成立してしまったのである。

しかも、介護予防のための訓練を重視し、障害者サービスも「お世話」か「ADL訓練」、「就労訓練」しかサービスメニューが存在しないという、人が地域で生活するという営みへの無理解を示すものでもある訓練主義が復活しているのである。

この間の社会福祉業界をリードしたのは、利用者の「自己決定の尊重」という理念で

果次第で利用できるサービス

決められてしまうようなものとなっているのだ。措置制度どころではない、強烈な職権主義的性格の制度が成立してしまったのである。

しかも、介護予防のための訓練を重視し、障害者サービスも「お世話」か「ADL訓練」、「就労訓練」しかサービスメニューが存在しないという、人が地域で生活するという営みへの無理解を示すものでもある訓練主義が復活しているのである。